

# 上野事務所ニュース

令和5年2月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyosr2143.com

## 今年、生年月日で影響を受ける方

### (1) 昭和 58 年生まれ(満 40 歳)

- ・介護保険第 2 号被保険者に該当

⇒誕生日前日の属する月より介護保険料が発生します。発生した翌月に支払われる給与から健康保険料に加えて、介護保険料も徴収します。

- ◆1 日生まれの方はご注意ください。  
(例) 2/1 誕生日の前日は 1/31 です。  
【誕生日前日の属する月】  
1 月です。1 月分より介護保険料が発生します。  
【保険料の徴収月】  
2 月です。2 月支払分で徴収します。

### (2) 昭和 38 年生まれ(満 60 歳)

- ・60 歳到達時賃金月額登録
- ⇒5 年以上雇用保険に加入している場合、登録ができます。60 歳到達時賃金月額の 75%未満の賃金で働く場合、高年齢雇用継続基本給付金が支給されます。
- ・退職後継続再雇用の社会保険
- ⇒定年等により退職し、1 日も空くことなく同じ会社に再雇用され、給与支給額が変わる場合には、同日付で被保険者資格の喪失及び取得ができます。

### (3) 昭和 36 年 4 月 2 日以降生まれの女子(満 62 歳)、昭和 34 年 4 月 2 日以降生まれの男子(満 64 歳)

- ・必要な加入年数を満たしていれば年金の請求ができますが、週 30 時間以上で働く場合には、賃金の額に応じて受け取る年金が調整されます。また、高年齢雇用継続給付受給中は、最高で標準報酬月額の 6%相当の年金額が停止と

なります。

### (4) 昭和 33 年生まれ(満 65 歳)

- ・介護保険第 1 号被保険者に該当
- ⇒介護保険料は直接市町村に納付(年金から天引き)となります。誕生日の前日が属する月より介護保険料がかからなくなります。かからなくなった翌月に支払われる給与から介護保険料を控除する必要はありません。

- ◆1 日生まれの方はご注意ください。  
(例) 2/1 誕生日の前日は 1/31 です。  
【誕生日前日の属する月】  
1 月です。1 月分より介護保険料がかからなくなります。  
【保険料を控除しなくなる月】  
2 月です。2 月支払分から保険料を控除しません。

- ・老齢基礎年金は満額受給できます。
- ・週 30 時間以上で働く場合には、賃金の額に応じて受け取る老齢厚生年金が調整されます。なお、「在職定時改定」制度によって、在職中の老齢厚生年金受給者は、毎年 10 月に年金額が改定されます。

### (5) 昭和 28 年生まれ(満 70 歳)

- ・厚生年金被保険者資格喪失(厚生年金保険料がかからなくなります。)
- ⇒手続きは原則不要ですが、報酬が変わる場合には届出が必要です。在職老齢年金の支給停止の仕組みは残ります。

### (6) 昭和 23 年生まれ(満 75 歳)

- ・後期高齢者医療制度に移行します。健康保険の被扶養者となっている場合も、後期高齢者医療制度に移行となります。

## 労働条件通知書について

労働契約を締結する(更新する)際には、労働条件通知書(雇用契約書)を作成して、労働者に交付しなければなりません。労働条件については、必ず明示しなければならない「絶対的明示事項」と、定めがある場合には必ず明示しなければならない「相対的明示事項」があります。

絶対的明示事項は、昇給に関する事項を除き、原則として「書面の交付」が義務付けられていますが、労働者の希望がある場合には、FAXやメール等の送信による明示が認められています。

絶対的明示事項	相対的明示事項
①労働契約の期間	①退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算・支払いの方法、支払いの時期に関する事項
②有期労働契約を更新する場合の基準	②臨時に支払われる賃金・賞与などに関する事項
③就業の場所・従事する業務の内容	③労働者に負担させる食費・作業用品その他に関する事項
④始業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休日、休暇、交代制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項	④安全衛生に関する事項
⑤賃金の決定・計算・支払いの方法、賃金の締切り・支払いの時期に関する事項	⑤職業訓練に関する事項
⑥退職に関する事項(解雇の事由を含む)	⑥災害補償、業務外の傷病扶助に関する事項
⑦昇給に関する事項	⑦表彰、制裁に関する事項
<b>【パートタイム・有期雇用労働者の場合】</b>	⑧休職に関する事項
⑧昇給の有無	
⑨退職手当の有無	
⑩賞与の有無	
⑪雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口	

昇給や賞与の支給について、支給要件を満たさず支給されない可能性がある場

合は、制度は「有」とした上で、「勤務成績・能力等により昇給しない場合あり」や「業績等により支給しない場合あり」などと明記します。

なお、令和5年度中に労働条件通知書に就業場所や業務の変更の範囲を追加することが検討されています。(例:現在は、労働条件通知書に契約締結時の就業場所を記載すれば良いことになっていますが、今後は「東京都内の営業所」など、将来的に勤務する可能性のある場所を明記することが必要となります。)

**\*労働条件通知書のひな型が必要な場合にはご連絡ください。**

## 労災保険特別加入給付基礎日額の届け出時期について

現在特別加入されている方は、3月2日より給付基礎日額を変更することができます。

変更を希望される場合は、次の2つのいずれかの時期に届け出ます。

- ①3月2日～3月31日の間に新年度分を変更
- ②年度更新時(6月1日～7月10日)にその年度分を変更

### ◆注意点

②の場合、7月10日以前に対象者に労災が発生するとその年度の給付基礎日額の変更はできません。

例) 令和4年度の給付基礎日額 5,000円を令和5年度から 10,000円に変更する場合

- ①3月31日までに変更を届出  
⇒4月1日以降いつ労災が発生しても令和5年度の給付基礎日額は 10,000円。
- ②年度更新時に届出を行った場合
  - i. 4月1日～7月10日に労災発生  
⇒令和5年度の給付日額は 5,000円。
  - ii. 7月11日以降に労災発生  
⇒令和5年度の給付基礎日額は 10,000円。

3月中の変更を希望される方は上野事務所までご連絡ください。